## 登 園 届 (保護者記入)

弘西こ	F.	4	袁	粛	長	殿
		$\circ$		NA.	X.	灰

クラス 組

園児名

病 名

(医療機関名)

\_\_\_\_\_ において、病状が回復し集団生活に支障が

ない状態と判断されましたので、令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。集団での感染症の発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、「登園届」の提出をお願いします。なお、こども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

## ○医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

病 名	登園のめやす
溶連菌感染症	医師の判断による
	抗菌薬内服後、24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウィルス性胃腸炎 (ノロ、ロタウィルス 等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
伝染性紅斑 (リンゴ病)	全身状態が良いこと
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること と
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ、 かつ日常生活に支障がないこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	医師の判断による ・顔など、患部を覆えない場合は感染のリスクが高まるため、
	登園を控えてください。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで